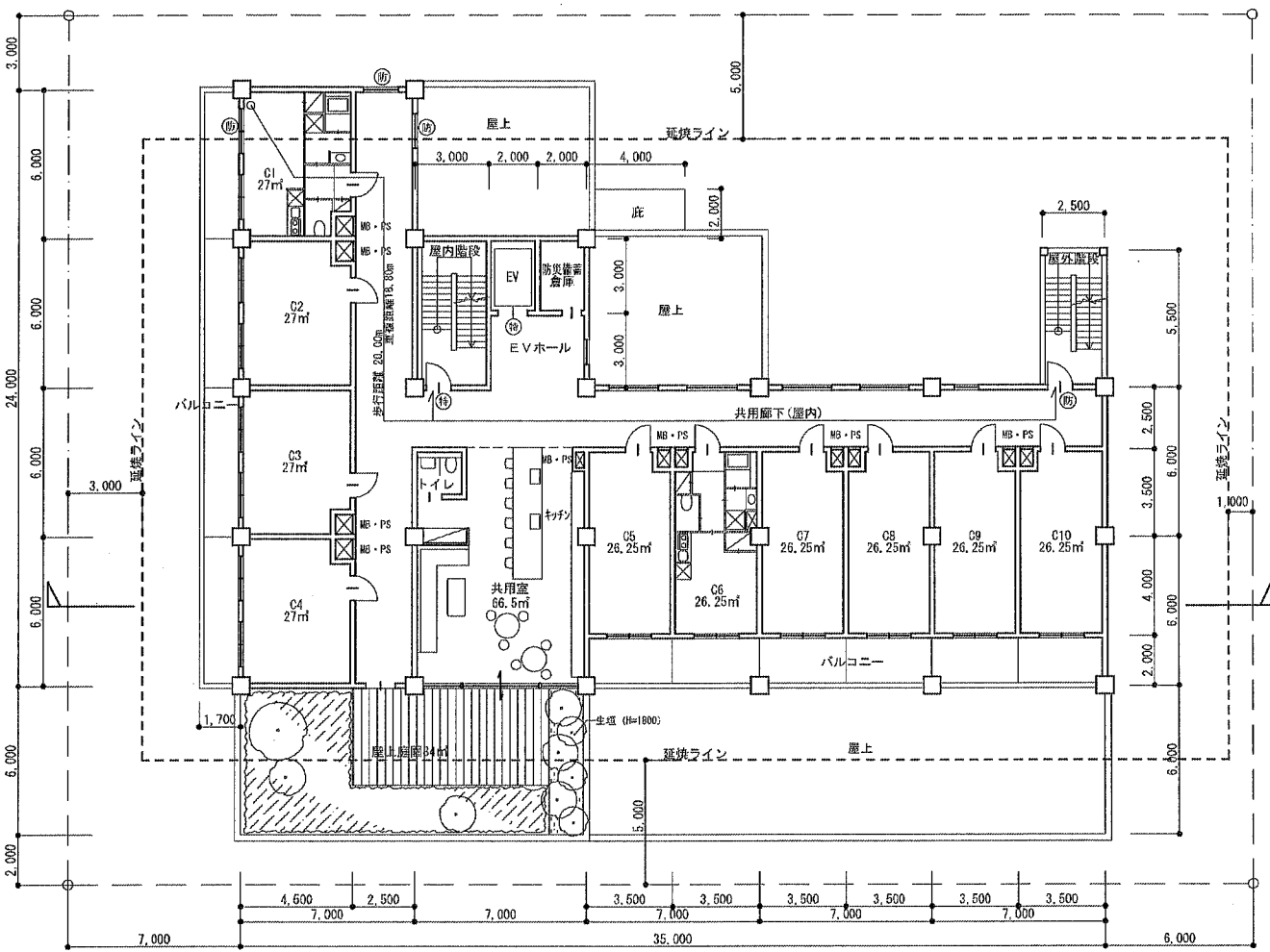
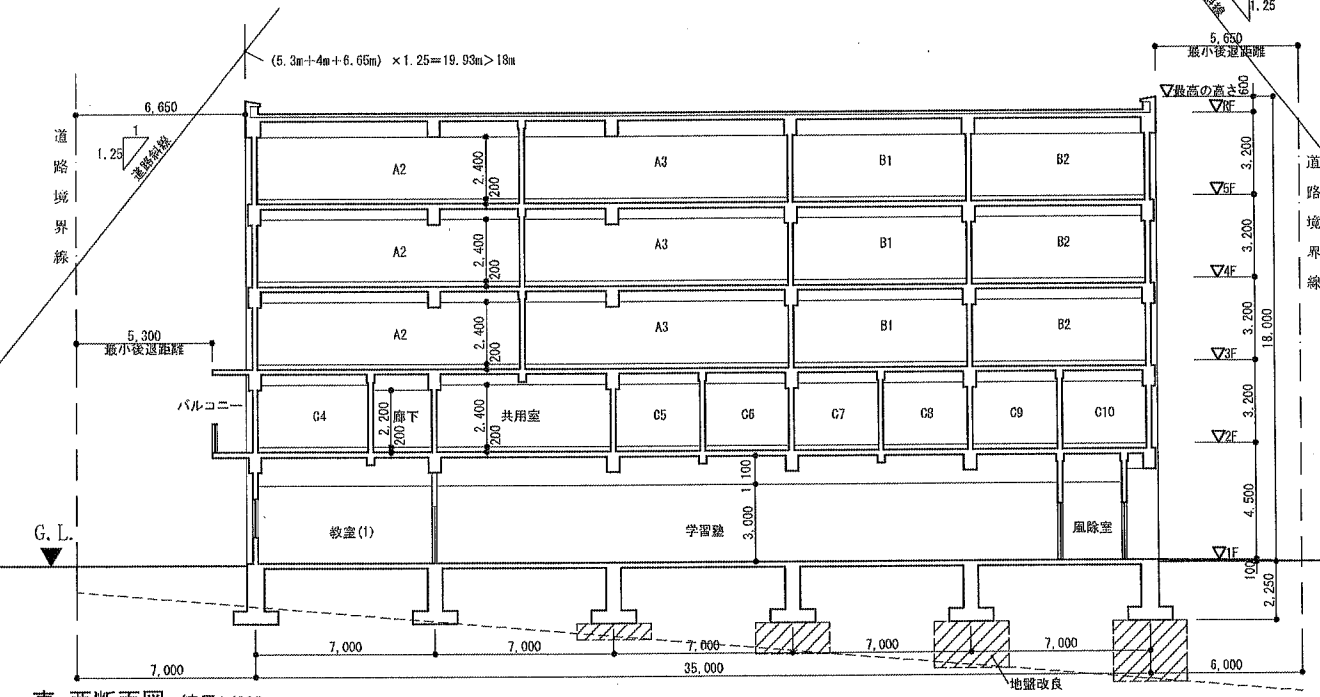
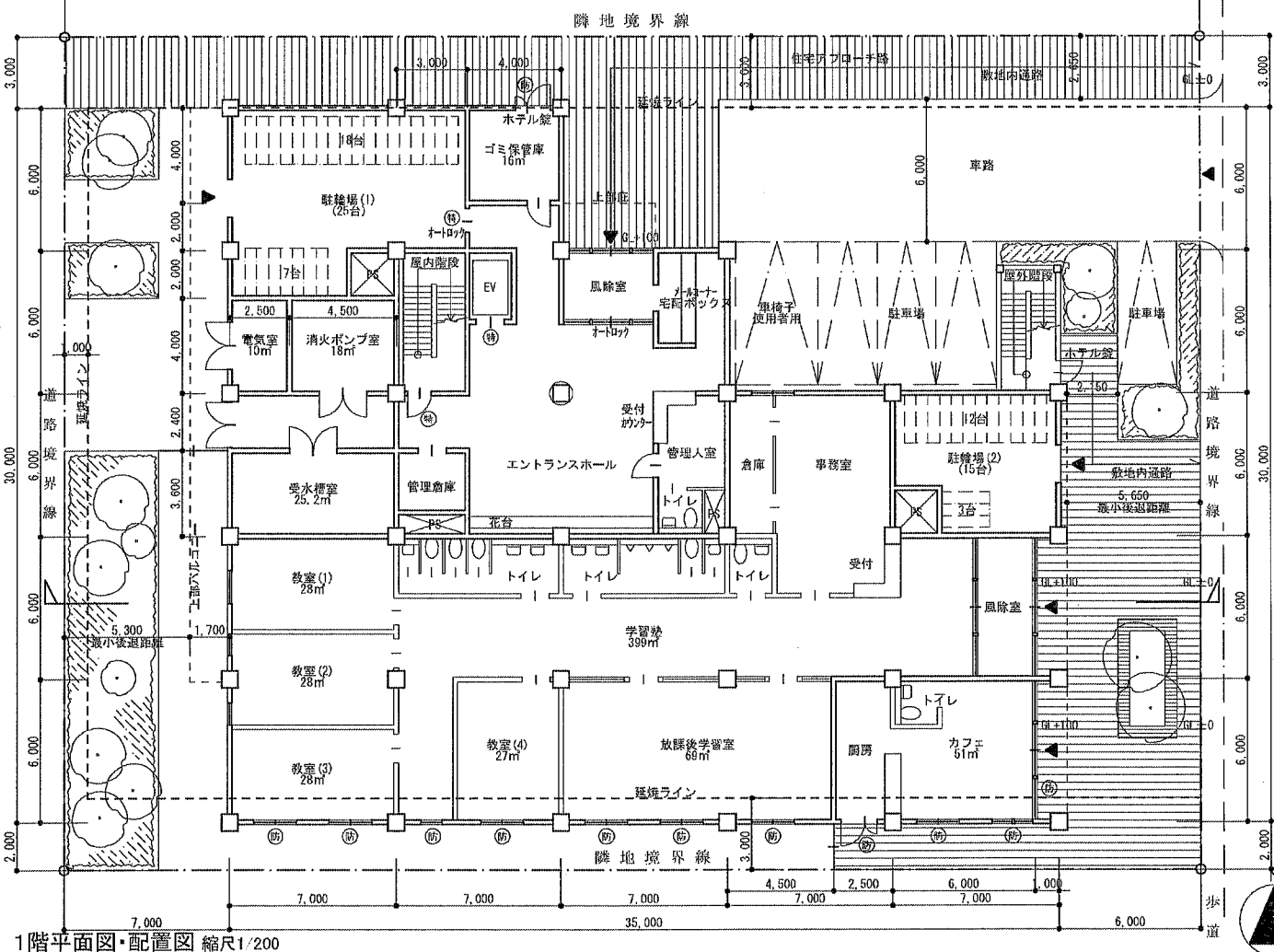
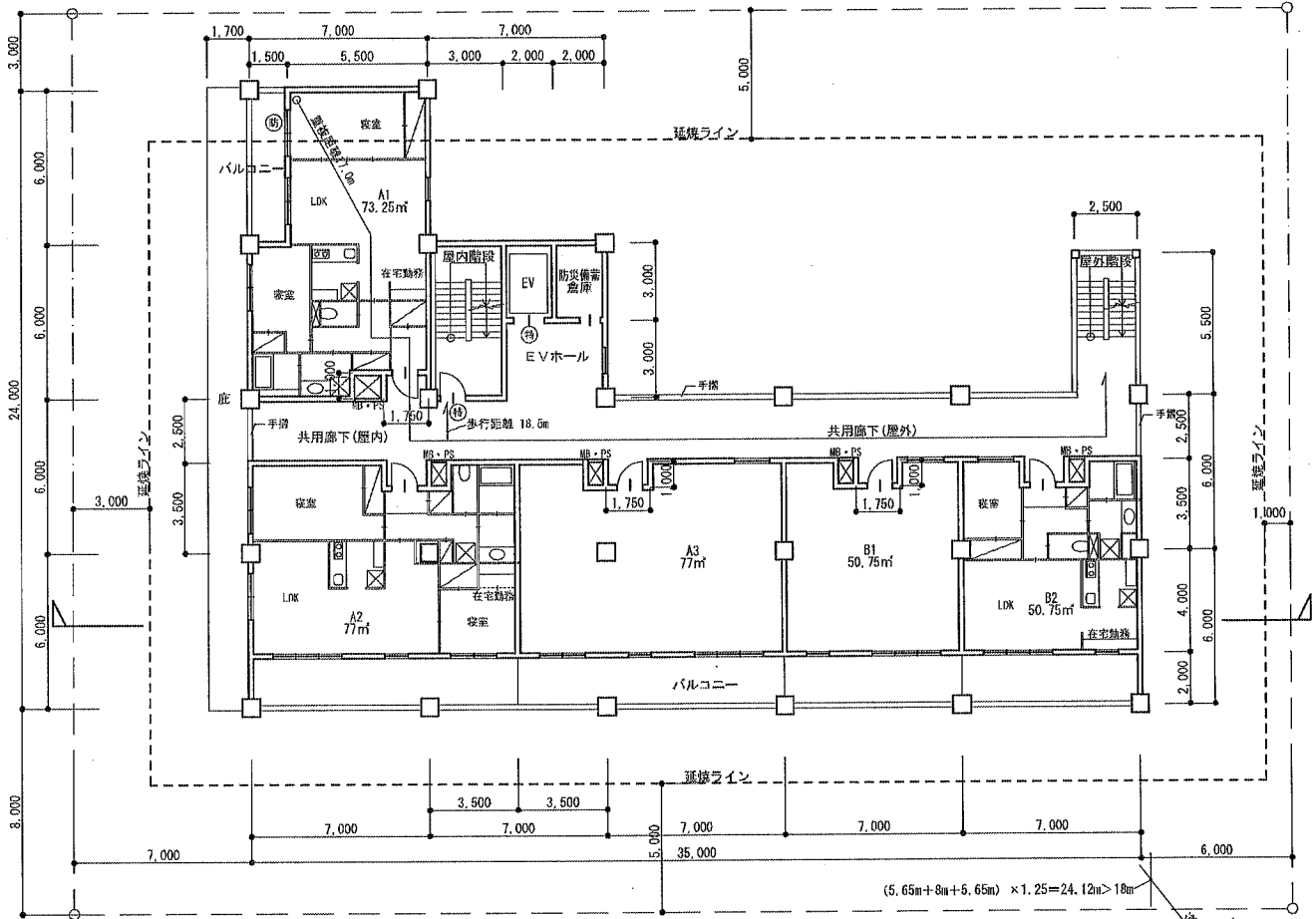


2階平面図 縮尺1/200



基準階平面図 縮尺1/200

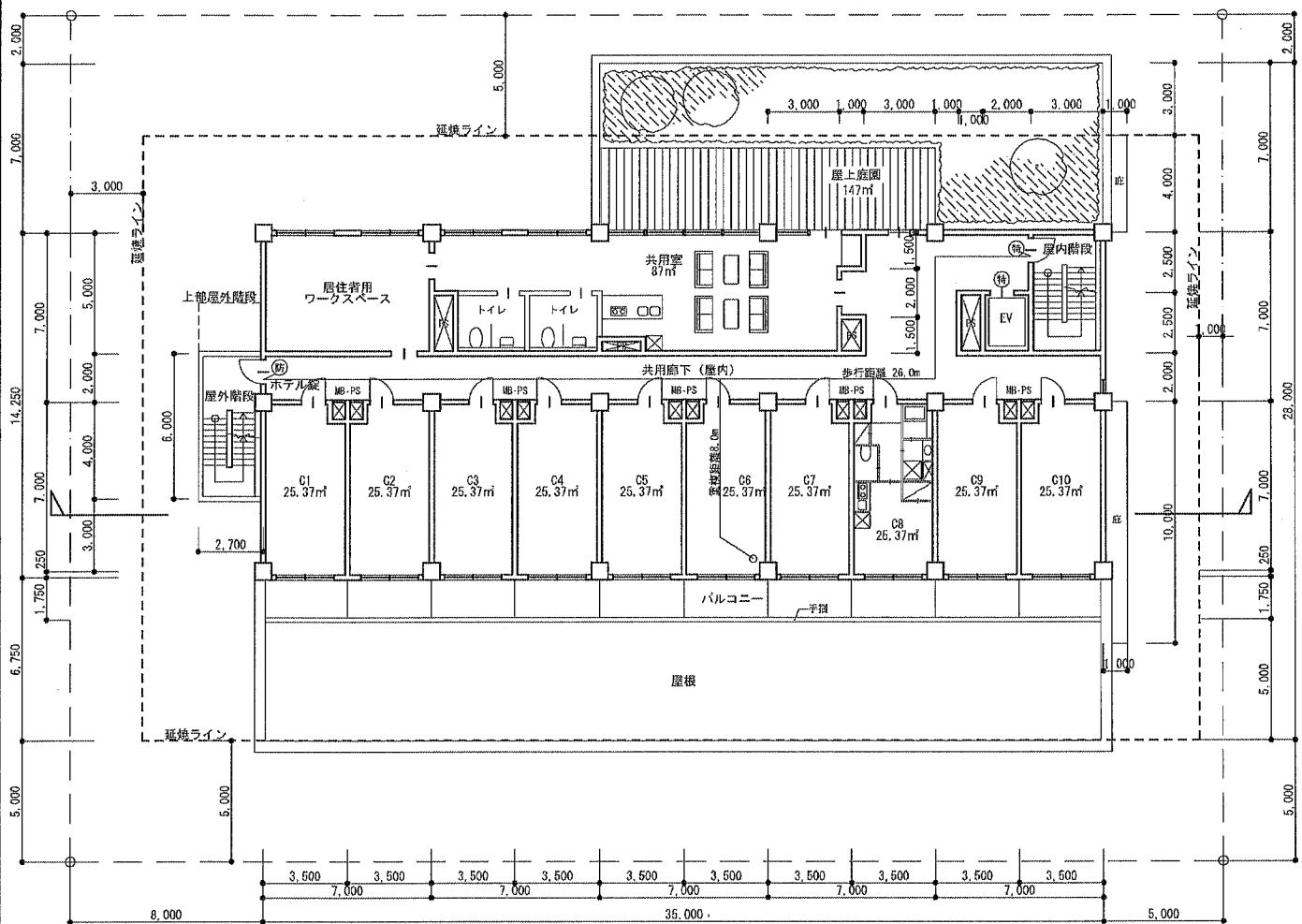


東-西断面図 縮尺1/200

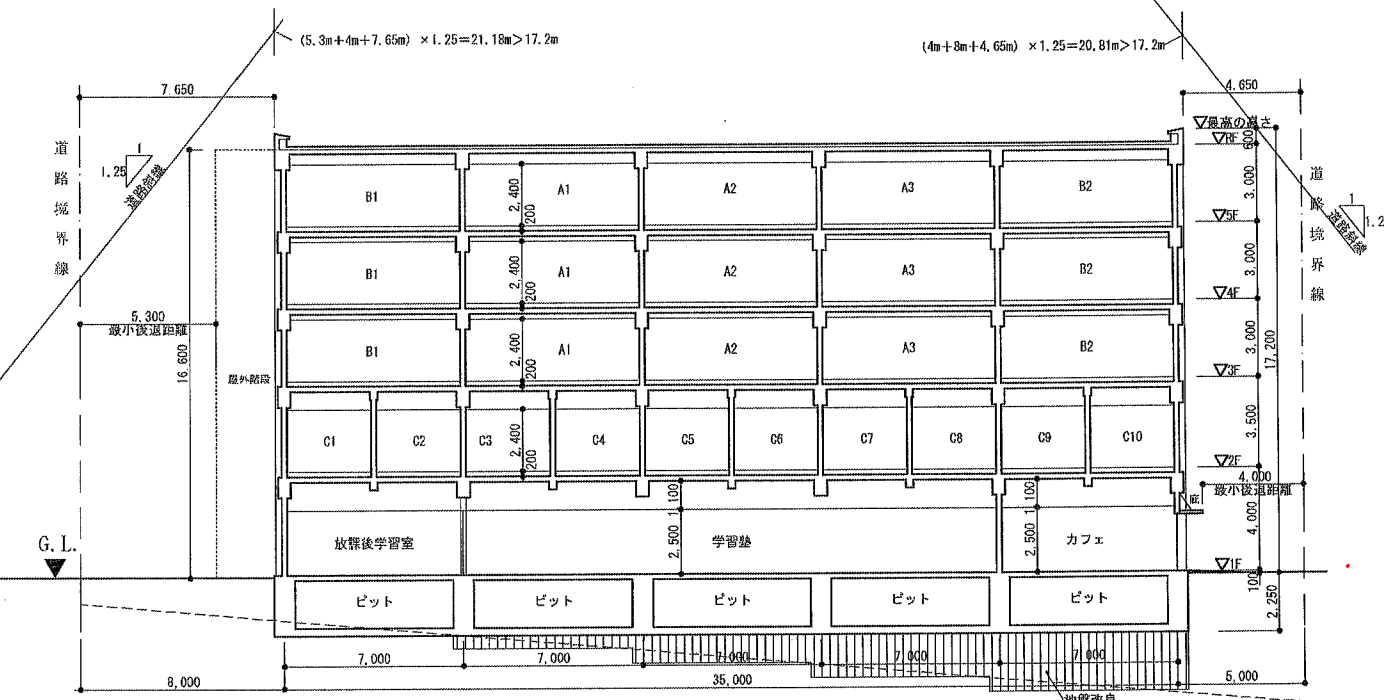
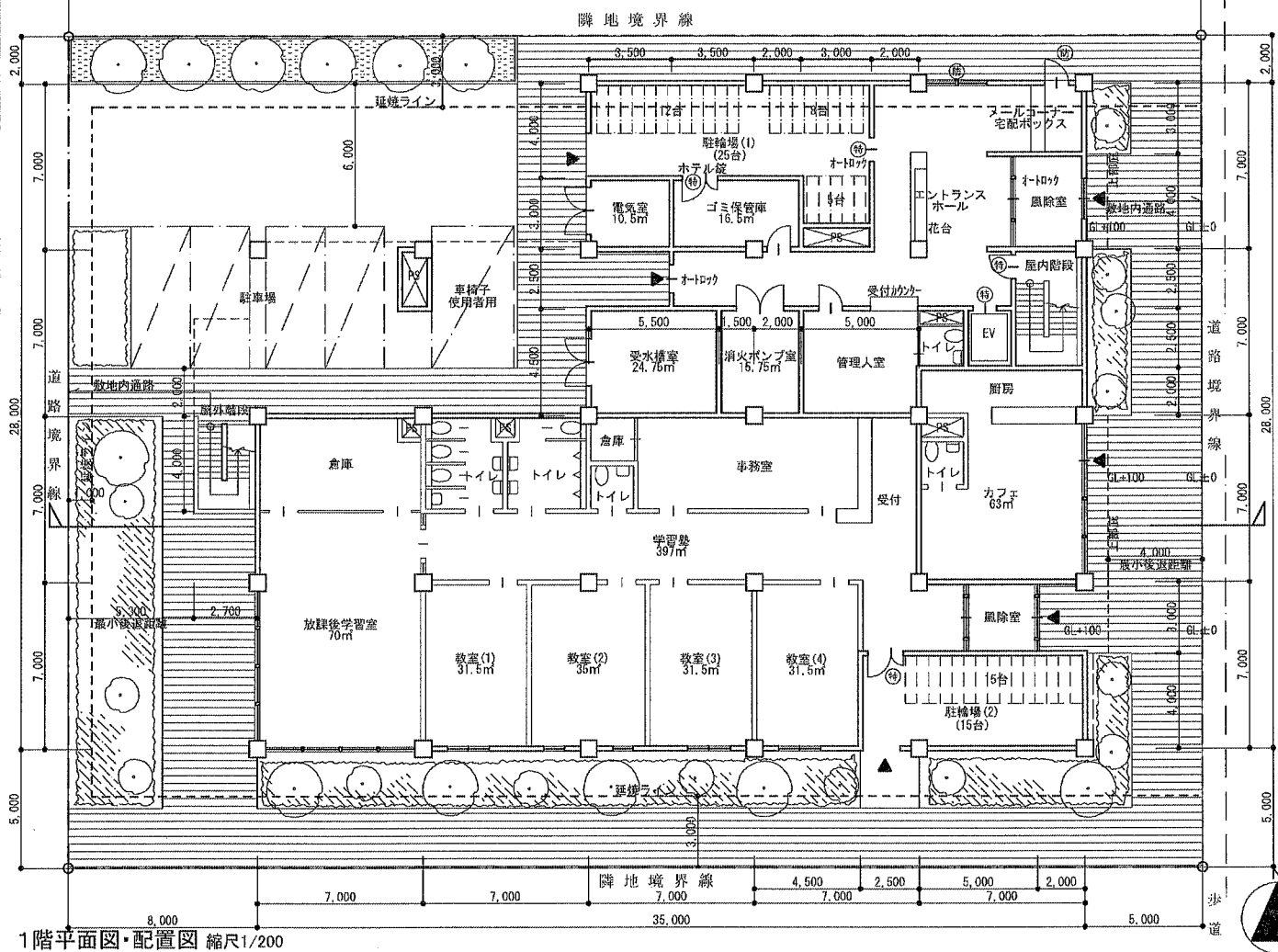
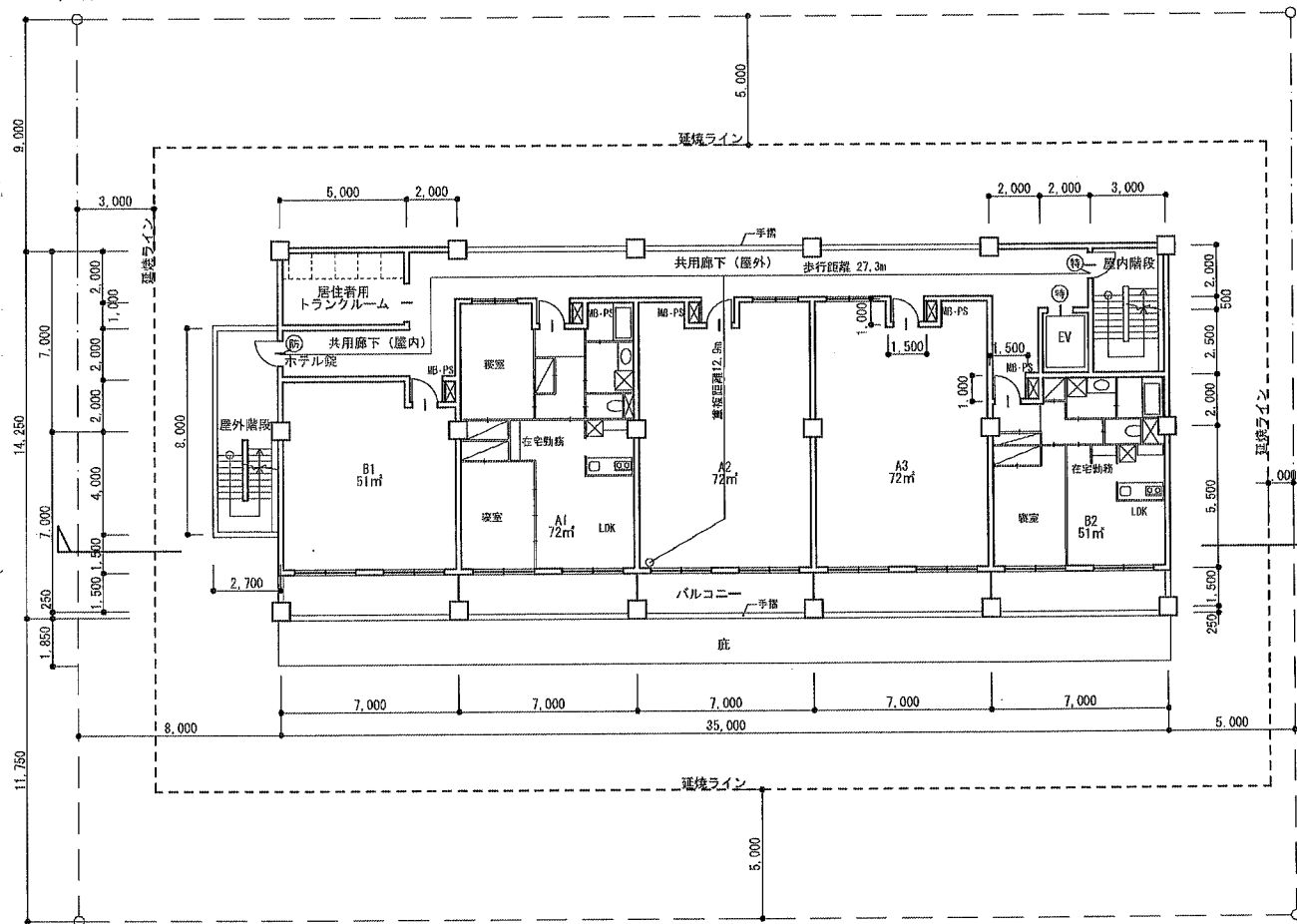
<p>●今後の学習に向けて 以下は設計条件のうち、法令に関する内容の一部を示したものであり、今後の学習の参考として下さい。</p> <p>【延焼のおそれのある部分】 建築基準法第2条第6号の規定により、建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に該当する箇所について、隣地境界線又は道路中心線から延焼のおそれのある部分までの距離を記入し、延焼ラインを破線で示した。敷地が防火地域に指定されているため、「延焼のおそれのある部分」にある開口部を防火設備とした。</p> <p>【防火区画】 建築基準法施行令第112条第18項(異種用途区画)の規定により、共同住宅部分その他の部分とを所定の基準に適合する床、壁又は特定防火設備で区画する必要がある。この計画では、セキュリティの観点から住戸部門とテナント部分の境界には開口部を設けず、床及び壁により区画した。また、建築基準法施行令第112条第11項の規定により、壁区画部分の開口部を特定防火設備とし、階ごとに面積区画を行った。</p> <p>【道路高さ制限】 本群衆の敷地は、第一種住居地域で、斜線勾配は1.25、容積率は300%である。建築基準法第60条第1項第一号、第二項、別表第3の規定により、「前面道路の反対側の境界線から計画建築物の後面道路に相当する距離だけ外側の境から水平距離25m以下の範囲において道路高さ制限が適用される。西側は建築基準法施行令第132条より、西側道路中心線から10m以内の範囲は道路幅員4m、それ以外の部分は道路幅員8mとして高さの算定を行った。</p> <p>【採光】 各住戸の居室には居室の床面積の1/7以上の有効採光面積が必要である。この計画では、南面はバルコニー外側から隣地までの距離を7m以上確保し、北面は廊下外側から隣地までの距離を7m以上確保することで、採光補正係数を1として採光計算を行った。</p>	<p>凡例</p> <p>耐火構造の壁、柱、床、及び梁</p> <p>特定防火設備</p> <p>建築基準法第2条第九号の二に規定する防火設備</p>
<p>面積表 (算定式は、算出過程がわかるものとする。算出結果は、小数点以下第1位までとし、第2位以下は切り捨てる。)</p> <p>建築面積 <math>35 \times 18 + 21 \times 6 + 14 \times 6 + (1.7 - 1) \times 24 + (4 - 1) \times (2 - 1) + 2.5 \times 5.5 = 873.55</math></p> <p>基準階 <math>(14 \times (24 - 2) - 7 \times 6 - 1.5 \times 6 + 21 \times (4 + 3.5) - 1.75 \times 1 \times 3) \times 3 = 1227.75</math></p> <p>床面積 <math>14 \times 24 - 7 \times 6 + 21 \times 10 = 504</math></p> <p>1階 <math>21 \times 12 - 7 \times 6 + 35 \times 18 - 1 \times 12 = 828</math></p>	<p>建築面積 873.5 m<sup>2</sup></p> <p>床面積の合計 2559.7 m<sup>2</sup></p>
<p>解答例①</p> <p>(有)ティワイプランニング</p>	

(この方眼用紙の1目盛は、5mmです。)

2階平面図 縮尺1/200



基準階平面図 縮尺1/200



●今後の学習に向けて  
以下の設計条件のうち、法令に関する内容の一例を示したものであり、今後の学習の参考として下さい。  
【延焼のおそれのある部分】建築基準法第2条第六号の規定により、建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に該当する箇所について、隣地境界線又は道路中心線から延焼のおそれのある部分までの距離を記入し、延焼ラインを破線で図示した。敷地が準防火地域に指定されているため、「延焼のおそれのある部分」にある開口部を防火設備とした。  
【防火区画】建築基準法施行令第112条第18項(異種用途区分)の規定により、共同住宅部分とその他の部分とを所定の基準に適合する床、壁又は特定防火設備で区画する必要がある。この計画では、セキュリティの観点から住戸間とテナント部分の界壁には開口部を設けず、床及び壁により区画した。また、建築基準法施行令第112条第11項の規定により、壁区画部分の開口部を特定防火設備とし、階ごとに面積区画を行った。  
【道路高さ制限】本課題の敷地は、第一種住居地域で、斜線勾配は1.25、容積率は300%である。建築基準法第50条第1項第一号、第二項、別表第三の規定により、「前面道路の反対側の境界線から計画建築物の最上階に相当する距離だけ外面の線」から水平距離25m以内の範囲において道路高さ制限が適用される。西側は建築基準法施行令第132条より、西側道路中心線から10m以内の範囲は道路幅員4m、それ以外の部分は道路幅員8mとして高さの算定を行った。  
【採光】各住戸の居室には居室の床面積の1/7以上の有効採光面積が必要である。この計画では、南面はバルコニー外から採光までの距離を7m以上確保し、北面は廊下外から隣地までの距離を7m以上確保することで、採光確保を図るとして採光計算を行った。

凡例	耐火構造の壁、柱、床、及び梁	特定防火設備	建築基準法第2条第九号の二に規定する防火設備
面積表	(算定式は、算出過程がわかるものとする。算出結果は、小数点以下第1位までとし、第2位以下は切り捨てる。)		
建築面積	(算定式) $35 \times 21 + 21 \times 7 + (2.7 - 1) \times 8 = 895.6$ 屋外階段		建築面積 895.6 ㎡
基準階	(算定式) $[35 \times 14 - 21 \times 2 - 1.5 \times 1 \times 3 - 35 \times 1.5] \times 3 = 1173$ 共用廊下(屋外) A1・A2・A3アールコート バルコニー		床面積の合計 2539.0 ㎡
2階	(算定式) $35 \times 14.25 = 498.75$		解答例② (有)ティワイプランニング
1階	(算定式) $35 \times 21 + 21 \times 7 - 2 \times 3 - 3.5 \times 2.5 = 867.25$ 学習塾出入口 住宅出入口		